

## 5 生徒指導

### 学習指導要領 総則編 生徒指導の充実 [第1章第4の1の(2)]

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

### 1 改訂のポイント

#### (1) 生徒指導の充実

##### 学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けた生徒指導の充実

- 児童生徒一人一人についての児童生徒理解の深化を図る
- 教師と児童生徒との信頼関係を築く
- 好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成する
- 日ごろの学習指導の一層の充実を図る

#### (2) 不登校児童生徒への配慮

### 学習指導要領 総則編 不登校児童生徒への配慮

#### ○個々の児童生徒の実態に応じた支援 [第1章第4の2の(3)のア]

不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### ○不登校児童生徒の実態に配慮した教育課程の編成 [第1章第4の2の(3)のイ]

相当の期間学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

##### 個々の状況に応じた不登校支援と、学校における環境の整備

- 不登校はどの児童生徒にも起こりうることとして捉え、「問題行動」と判断せず、共感的理解と受容の姿勢をもつ
- 児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す
- 多様で適切な学習活動の重要性を踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援する
- 教師が専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で支援を行う

### 2 重点事項

- 児童生徒の生きる力・社会生活への適応力の育成
- 児童生徒理解のための教育相談体制の構築
- いじめの防止及び早期発見・早期対応への取組
- いじめ・不登校等の課題への組織的対応のための校内体制づくり

### 3 児童生徒の生きる力・社会生活への適応力の育成について

#### (1) 学校の目指す子どもの「生きる力」とは

- 児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合う
- 自らの可能性を発揮し多様な他者と協働する
- よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となる

複雑で予測困難な時代の中で、教育を通して必要な力を育てることが重要である

#### (2) 児童生徒を取り巻く現代的課題と対応

- 児童生徒のおかれている環境の複雑化とともに、児童生徒の社会への適応力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を主体的に形成する力が弱まっている傾向がある。また、その背景に愛着や発達に課題がある児童生徒が見られる。
- 学校においては、児童生徒の背景にあるこれらの課題を把握しながら、児童生徒を受け入れるために丁寧な支援を行う。
- 併せて、早期の情報共有などによる組織的対応を進めながら、児童生徒自身に社会生活への適応力をつける実践へとつなげる。

(例) データ (心理検査や学校環境適応感尺度等) から、児童生徒に必要と思われる社会生活への適応力を明確にし、組織的・計画的にその力を育成する。

※社会生活への適応力：コミュニケーション力、精神的回復力、不安への対処力等

#### (3) 愛着や発達に課題がある児童生徒への関わり方

- 愛着や発達に課題がある児童生徒の特徴的な症状
  - ・寂しさからくる愛情欲求の強さ、独占欲の強さ、「見て見て行動」「試し行動」の激しさ
  - ・集団に入ったときの居場所探しやアピール行動
  - ・自己肯定感の低さ、自信のなさ
  - ・人への信頼感の低さ、不信感、孤立感の強さ
  - ・不安の強さ、不安からくる抑うつ傾向、イライラ感からの攻撃性が出やすさ
  - ・対人スキルの低さ、未熟さ

##### 愛着に課題がある児童生徒への支援のポイント

「大切に思っている。見捨てない」などの愛着の確認を行う。

##### 発達に課題がある児童生徒への支援のポイント

一人一人の実態把握から特性を理解し、その特性に応じた対応を行う。

#### (4) 児童生徒の発達を支える魅力的な学校づくり

学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。児童生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、児童生徒が自分の特徴に気付き、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

##### ●わかる授業・魅力ある授業づくり

基礎・基本の確実な習得を目指してきめ細かな指導をすることや、児童生徒が主体的に参加できる授業を行うことで、充実感・達成感を味わわせ、児童生徒の学校に適應する力を高めることが期待できる。

##### ●人間関係づくり・社会性の育成

すべての児童生徒が尊重される集団づくりに取り組むことにより、自己肯定感を高め、学校での自己存在感を育む教育活動を行うことが求められる。また、児童生徒に自己決定の場を与え、正しい判断や自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

## 4 児童生徒理解のための教育相談体制の構築

### 学習指導要領 総則編 生徒指導の充実〔第1章第4の1の(2)の解説〕

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは児童生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。生徒理解においては、生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要である。

#### (1) 教育相談体制の構築

生徒指導を進めるにあたっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関との連携・協力を密にし、児童生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。

- 教師の日ごろからの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接
  - ・学級担任、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師、養護教諭などによる広い視野から児童生徒理解を行う
- 保護者と学校との間で生徒理解や指導の在り方などについての共通理解
  - ・通信や保護者会などで説明や研修を行う
- 地域や関係機関等との交流と連携を深める
  - ・学校の生徒指導方針を説明し、情報交換等を行う

#### (2) 校内における支援体制

抱え込みにより、課題が悪化したり解決が長期間になったりしないよう、一人で対応するのではなく、関係職員や管理職等と連携して行うようにする。

- ・校内組織で、支援方針・支援方法を検討する
- ・関係者で支援チームを構成し共通理解を図る
- ・役割分担をして組織的に支援する

#### 【学校における教育相談の課題】

教育相談の実施者である教師（例えば担任）と相談者（児童生徒）の関係性には、人間関係が反映されたり、問題行動に対して指導的な役割を担わなければならなかったりなど、教育相談の難しさがあります。教育相談担当やスクールカウンセラーなど第三者的な立場を生かして、チームで進めることも大切です。（「生徒指導提要」から）

#### (3) 面談による教育相談の進め方

- ・教育相談はすべての児童生徒を対象にする。
- ・すべての教員が適時、適切に行う。
  - 普段から悩みを話しやすいよう信頼感を築いておくことが重要となる。
- ・教育相談日（または教育相談週間など）を設定する。
  - 気になる児童生徒に対して呼出し面談を行う場合は、他の児童生徒に気付かれない配慮、面談に対して前向きな気持ちを持てる言葉かけなどを行う。
- ・相談が終わった後もフォローを行う。

#### 【生徒理解のヒント】

放課後の職員室などで他の教職員と交わす何気ない会話（子どもの様子）の中から、子どもの特徴や子どもの様子の変化を現す貴重な情報が得られる場合があります。また、生活ノートや日記の中などからも、貴重な情報を得られることもあります。

## (4) 教育相談のポイント

### ①面談で大切な「傾聴」と「共感」

#### ◇聴き方

- ・無理に聞き出そうとせず、子どもが自ら話すことをじっくり聴く。
- ・「でもね」「そうではなく」などと話を否定したり遮ったりせず、聴くことに徹する。
- ・暗い気持ちや否定的な感情であっても受け止める。

#### ◇対応の仕方と伝え方

- ・柔らかい表現で励ます。
- ・大人の考え方を押し付けない。
- ・子どもが理解できる言葉で伝える。

#### ◇相談の終わり方

- ・話してくれたことをねぎらい、内容をまとめて伝える。
- ・必要に応じて他の教職員と相談するかもしれないが、秘密は守るから大丈夫だと伝える。

#### 【勇気づける対応】

- ・大変だったね
- ・よく話してくれたね
- ・頑張ってるね
- ・先生と一緒に考えよう
- ・今できることから始めるといいんだよ
- ・無理に忘れようとしなくていいよ

### ②心理的背景の理解

児童生徒の学校不適応行動が表れた際には、その行動だけを制するのではなく、「なぜこんな行動をしてしまうのか」「なぜそう言ったのか」など、心理的背景を考えることが必要である。

- ・生育歴（家庭環境を含む）
- ・発達障がい
- ・児童虐待 など

#### 「心理的背景の視点」

- |         |  |
|---------|--|
| 「生育歴」   | どのような環境で育ってきたか。自分が育てられた関わり方を他者にしていまいやすい。 |
| 「発達障がい」 | 学習のできにくさ・突飛な行動・状況から外れた行動など、障がいの困難さに起因する。 |
| 「児童虐待」  | 他者からの関わりに身構えやすい。愛着が未形成なほど身構えが強い。         |

## (5) 保護者面談の進め方

- ・何事も生じていない時に保護者とよい関係を結んでおく。
- ・可能な限り直接会って話し合う。
- ・率直に問題を伝える。
- ・来校してくれた労をねぎらう。
- ・プラスの情報と具体的な話を準備しておく。
- ・まずは、保護者の話じっくりと耳を傾ける。  
※要点整理にメモを取る場合は、保護者の了解を得る。
- ・問題点を指摘するときは、学校としての方針、家庭に協力をお願いしたいことなどを整理して伝える。最後は前向きの話になるよう心掛ける。

#### 【日ごろから取り入れたい教育相談のポイントを生かした関わり方】

- ・まず聴く
- ・決めつけない
- ・小さな変化を見逃さず、それとなく話しかける
- ・頑張っていることをさりげなく認める声かけをする
- ・大人も約束を守る

## 5 いじめの防止及び早期発見・早期対応への考え方

### 学習指導要領 総則編 豊かな体験活動の充実といじめの防止

#### 【第1章第6の3の(3)の解説】

- いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、ともすると不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。
- 各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に一丸となって取り組むことが求められている。
- 教師は、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものであることを認識し、人間としての生き方について児童生徒と率直に語り合う場を通して児童生徒との信頼関係を深め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に努めなければならない。

#### <いじめの定義>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条1項】

#### (1) 早期発見・早期対応の重要性

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識する必要がある。そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要である。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な判断による対処も可能であるが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。

いじめの認知は、特定の教職員が行うことなく、学校いじめ対策組織を活用して行うことが重要である。

**学校がいじめを早期に発見し、解決に向けて組織で対応することの目的は、いじめが重大な事態に発展することを防ぐためである。つまり、いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が児童生徒に行き届いていることのアカシであり、学校がいじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っていると考えるべきである。 【文部科学省の見解】**

#### 〔具体的ないじめの態様〕

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

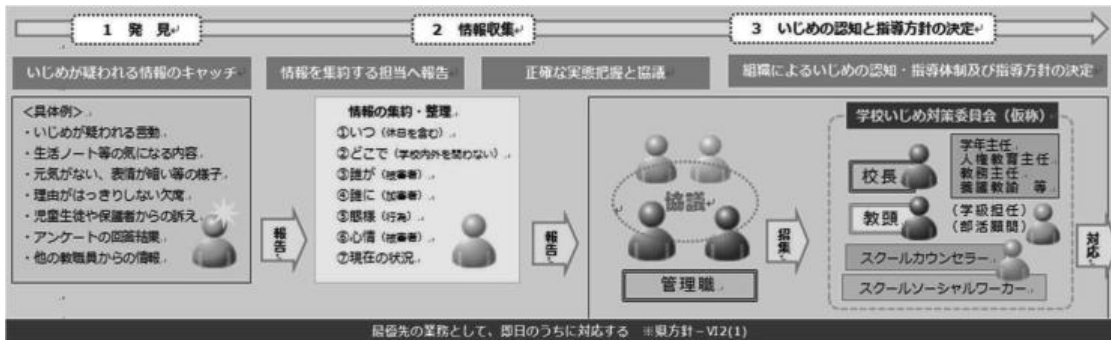
## (2) アンケート調査、個人面談の実施によるいじめの発見

学校は、日ごろからの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、また気になる様子が見られる児童生徒がいた場合の面談等、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努める必要がある。なお、アンケート調査については、いじめ発見を目的とした記名アンケート調査、児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかみ対策を講ずるための無記名アンケートなど、児童生徒の実態を考慮し、意図的・計画的に行う必要がある。

## (3) いじめの情報を集約する担当の役割と目的

いじめの事案における対応困難な事案については、個々の教職員による抱え込みによりスムーズに情報が管理職まで届かず、組織による対応の遅れ、または組織対応ができなかったケースが多い。そのため、校内に「いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）」を設置し、組織による認知を機動的に行うために、情報を集約して管理職へ報告を行うための担当（※1）を設ける。学校いじめ対策組織の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行うといった仕組みを機能させることが大切である。

※1 この担当は、校種・学校規模等、学校の実態に合わせて校長が決定する。



## (4) 組織によるいじめ発生時の対応のポイント

### 指導体制及び指導方針の決定

- 1 明確な対応方針・分担を対策組織で決定する
- 2 被害児童生徒の保護者へ経緯の説明を行い、今後の対応を共有する
- 3 加害児童生徒の保護者へ経緯の説明を行い、今後の対応を共有する
- 4 教職員間で情報を共有する
- 5 市町村教育委員会へ報告し、支援について連携する
- 6 SCやSSW等の専門家を交えた指導及び支援を検討する
- 7 関係機関へ連絡（協力要請）をする ※警察、福祉、医療等

### 被害児童への支援

- 1 抱えている心配や不安な気持ちに沿った対応をする（SC等）
- 2 学校生活での安全確保をする

### 加害児童への指導・支援

- 1 動機の把握（理解）と行為を振り返る指導を行う
- 2 相手の苦しみや痛みを理解及び人権意識を高める指導を行う

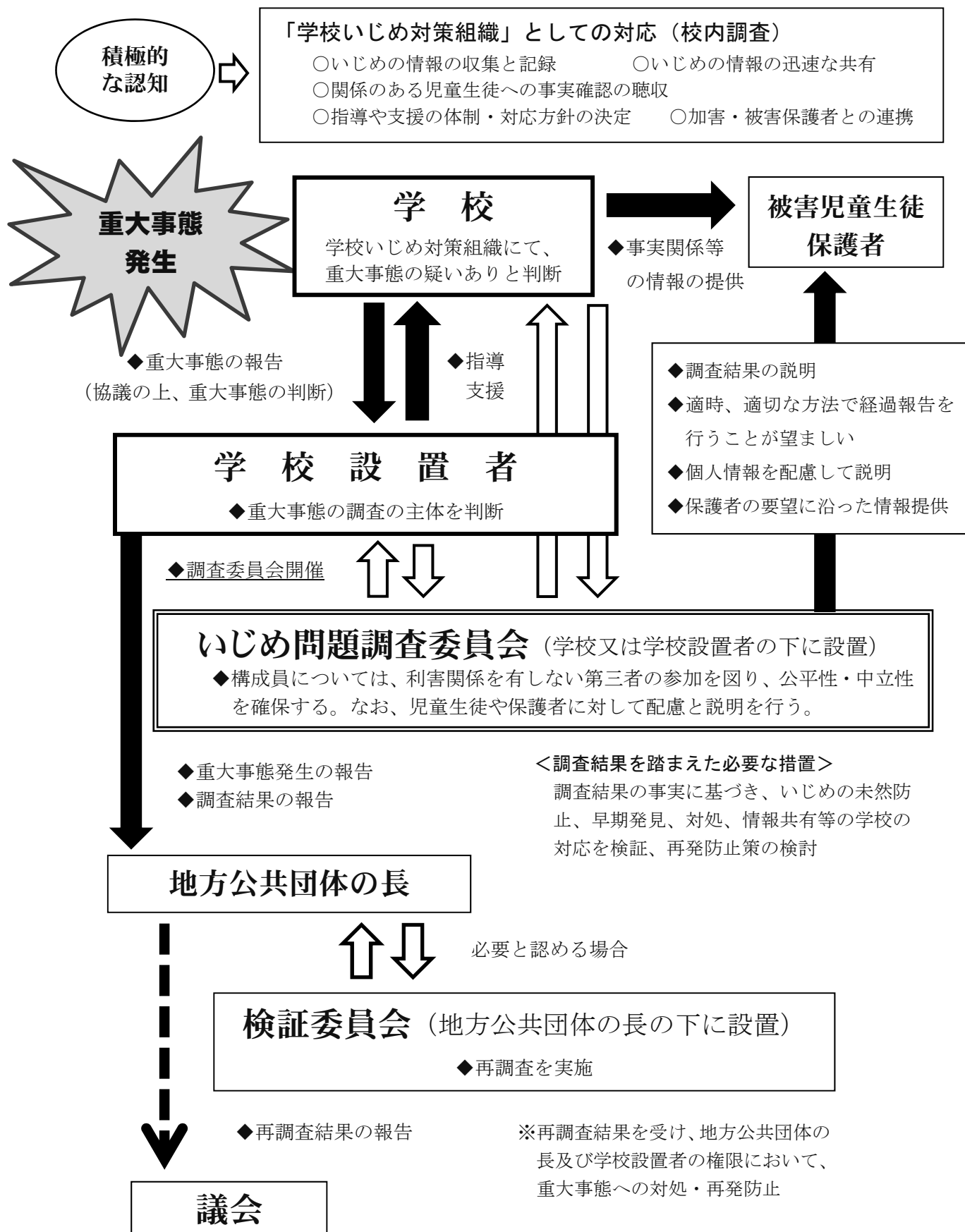
### いじめが起きた集団への指導・支援

- 1 被害・加害双方の心情を思いやり、仲間として支えていくための意識を高める指導を行う

### 保護者との連携

- 1 被害児童生徒の保護者へ指導の経過と今後の対応を説明する
- 2 加害児童生徒の保護者へ指導の経過と今後の対応を説明する
- 3 双方保護者の協力を求め、今後の連携方法を話し合う

(5) いじめの重大事態対応フロー図



## 6 いじめ・不登校等の課題への組織的対応のための校内体制づくり

### (1) スクールソーシャルワークの視点での校内体制づくり

児童生徒の問題行動の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境に起因する問題があり、児童生徒の問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に児童生徒の問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できないことが多い。

そこで、不登校、いじめ等に対する適切な未然防止、早期発見及び支援・対応を行うため、学校においては、教職員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の関係者が一体となった教育相談体制づくりと、関係機関や地域との連携体制づくりや教育相談コーディネーター役の教員の配置等が求められる。

### (2) 具体的なシステムづくりの例（ケース会議の考え方）

機能的な教育相談体制を構築するには、児童生徒の問題行動等の状況に応じて、教育相談コーディネーターが中心となってケース会議を開催し、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの参画のもと、アセスメント（見立て）とプランニング（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）を行うことが大切である。

なお、生徒指導、特別支援教育等の様々な会議があるが、効率的に実施できるようスクールソーシャルワークの視点で会議の整理統合、改善を行っていく必要がある。

### (3) 教育相談コーディネーター役の教員の存在

学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催など、児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教員を「教育相談コーディネーター」として置き、この担当を中心とした教育相談体制を構築する必要がある。

教育相談コーディネーターとしては、教育相談担当教員、特別支援教育主任、生徒指導主任（主事）、人権教育主任等、各学校の実態に応じて兼務するものとする。

なお、教育相談コーディネーターの担う役割として以下のような内容が考えられる。

1	SC、SSWの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にSC、SSWの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要である。
2	気になる事例の把握、検討するための会議（スクリーニング会議）、少人数でのコアケース会議の開催	各教職員から気になる事例が報告されるように工夫し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任・主事、SC、SSWなどのメンバーとともに少人数で事例の把握、第一的な方向性の決定を行う。
3	SC、SSWとの連絡調整	児童生徒の抱える問題に応じて、SC及びSSWも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。SC及びSSWの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行う。
4	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、SC、SSWの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案する。
5	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。



6	個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。プライバシーの保護や人権擁護に配慮した個人記録の作成と管理を行う。
7	ケース会議の実施	児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。
8	校内研修の実施	SC、SSWの役割や学校としての活用方針等を研修会の場などを利用して、全教職員で共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要である。

### 【参考】＜ケース会議の流れ＞

